

病児保育事業の届出について

令和5年12月14日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

児童福祉法(以下「法」という。)第三十四条の十八の規定により病児保育事業の開始、変更、休止及び廃止については厚生労働省令(以下「省令」という。)の定めるところにより、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業(政令指定都市を除く。)

児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

※認可であるか認可外であるか、市の委託事業であるか自主事業であるかにかかわらず、病児保育事業を行う場合は届出が必要となる

2 届出書類

(1) 事業開始届出

- ・ 病児保育事業開始届出書(別記第1号様式)
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 建物その他の設備の図面(平面図)
- ・ 収支予算書及び事業計画書

(2) 届出事項(※)に変更が生じた時

- ・ 病児保育事業開始届出書(別記第2号様式)

※

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款(変更があれば添付)
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域
- 7 事業の用に供する施設
(1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 (4) 利用定員
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面(変更があれば添付)
- 9 事業開始の予定年月日

(3) 事業休止・廃止届出

- ・ 病児保育事業休止・廃止届出書(別記第3号様式)

3 届出期限

- (1) 事業開始時………事業開始までに予め届け出る
- (2) 届出事項に変更が生じた時…変更の日から1月以内
- (3) 事業廃止・休止時………事業廃止・休止までに予め届け出る

4 提出部数

1部

5 提出先

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の病児保育実施要綱(※)では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。

※「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 届出書の受理

県(子育て支援課)で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等は行わないものとする。ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを届出者に送付することとする。

7 その他

・届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止・休止時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。